

第5次青森県循環型社会形成推進計画【原案】概要版

計画の概要

1 策定の趣旨

循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的かつ、効果的・計画的に推進するために策定

2 計画の性格と位置付け

本県の「廃棄物処理計画」であるとともに、循環型社会の形成に関する施策を定めるもの
また、県の「食品ロス削減推進計画」及び「ごみ処理長期広域化・集約化計画」としても位置づけるもの

3 計画期間

令和8年度から令和12年度まで(5年間)

循環型社会形成に向けた現状と課題

(1)一般廃棄物の現状と課題

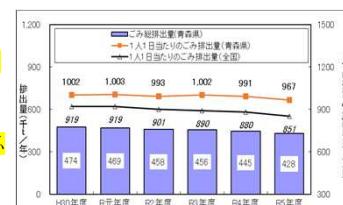
○R5 1人1日当たりごみ排出量 967g(生活系652g・事業系ごみ315g)
長期的に改善傾向にあるが、全国下位の状況。生活系ごみの削減の進んでいない市町村においては、減量に向けた施策の強化や新規施策の導入を進めることが必要

事業系ごみについては、ホタテガイ養殖残さをはじめ、農林水産物由来のものが恒常に多く発生しているので対策が必要

○R5 リサイクル率12.6%(行政回

収分)/28.2%(民間回収含む)

民間回収分は行政回収に比べて減少は緩やかだが、全体として減少傾向にあるため、プラスチック製品等の資源化に向けた検討等が必要



(2)産業廃棄物の現状と課題

○R5 排出量261万1千t、再生利用量126万1千t、最終処分量7万6千t

前回調査時(H30)と比較して、排出量及び再生利用量は減少し、最終処分量は増加

引き続き、排出量及び最終処分量の抑制と再生利用量の増加に向け、関係者の責任と役割分担に応じた取組が必要

(3)食品ロスの現状と課題

○R5 家庭系・事業系をあわせた発生量は45.1千t、県民1人1日当たりでは102g

1人1日当たりの数値は全国と同じだが、外食産業からの発生量が多い傾向にある。多様な主体が食品ロス削減の意識を持つことが必要

計画の推進

1 推進体制

事業者団体、NPO、各種団体、行政等で構成する「もったいないあおもり県民運動推進会議」との連携を図る。

2 進行管理

取組状況の点検・公表、必要に応じた見直し等により管理

本県が目指す循環型社会のイメージ(基本理念)

1 「もったいない」の考え方によるライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

循環型社会の形成のため、「もったいない」の考え方による行動を、県民や事業者に広く浸透させる。

2 循環経済への移行による持続可能な地域づくり

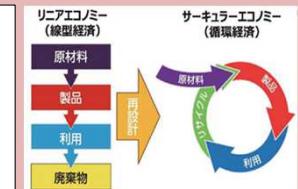
地域の特性を生かした資源循環システムを構築して、循環経済を拡大して持続可能な地域づくりを行う。

3 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大

再生可能な製品への代替など、環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大を図る。

4 自然との共生と適正な物質循環の確保

天然資源の使用と自然界への廃棄物の排出を抑制し、環境負荷の低減に配慮する。



循環経済のイメージ
(出典:第5次国循環基本計画)

循環型社会形成のための目標

○一般廃棄物

	現状(R5)	目標値(R12)
1人1日当たりごみ排出量	967g	900g
リサイクル率(行政回収分)	12.6%	20.0%
リサイクル率(民間回収分を含む)	28.2%	40.0%
1人1日当たり最終処分量	117g	85g

○産業廃棄物及びその他関連目標

	現状(R5)	目標値(R12)
排出量	261万1千t	253万4千t
再生利用量	127万5千t	126万8千t
最終処分量	7万6千t	7万t
	現状(R5)	目標値(R12)
食品ロスの量	45.1千t	37千t
容器包装プラを回収する市町村の数	23	40
製品プラを回収する市町村の数	2	40



施策の方向性

○計画期間中の重点取組

1 行政・民間事業者等各主体の連携強化による3R+の推進

3R推進に加え、再生可能資源への代替、リユースの促進など、循環経済への対応を踏まえた取組の拡充・実践の促進

2 市町村が抱える地域課題の解決

ホタテガイ養殖残さなど地域特有の農水産業系廃棄物、処理困難物、高齢者や外国人への対応など、諸課題解決に向けた取組推進

3 プラスチック資源循環の推進

多様な主体が一体となったプラスチックの削減や再生利用、適正処理の推進、資源循環に向けた取組強化

4 食品ロス削減対策の推進

多様な主体が一体となった食品廃棄物や食品ロスの削減、資源循環に向けた取組強化

その他の取組

(1)一般廃棄物の3R+の推進

県民への普及啓発、ごみ減量に取り組む機会づくり、事業系ごみの発生抑制とリサイクルの促進、市町村での計画的な取組推進

(2)産業廃棄物の3R+の推進

(3)リサイクル関連産業の振興

(4)バイオマスの利用促進

事業化に向けた研究・検討、産業利用の推進、農林水産業におけるバイオマスの利用推進

(5)廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物の適正処理、産業廃棄物の適正処理、海岸漂着物対策

(6)不法投棄等防止対策の推進

(7)災害廃棄物処理対策

(8)環境教育・環境学習の推進

(9)個別のリサイクル法による取組

県、市町村、県民、事業者・NPOの各主体がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むとともに相互に連携・協力しながら取組を進めていく